

地域に寄り添うベストパートナー、ハトマークグループ

宅建あおもり



公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 青森本部
<http://www.aomori-takken.or.jp>
令和5年3月15日発行(隔月刊)



Vol.210



- ・不動産業開業支援セミナーの開催日程について
- ・令和5年10月消費税インボイス制度が始まります!
【国税庁より】
- ・賃貸借契約の原状回復に関するトラブルについて
【((独法)国民生活センターより)】

特別史跡三内丸山遺跡／青森市



宅建協会
人と住まいをつなぎます

C O N T E N T S

不動産業開業支援セミナーの開催日程について	①
令和5年10月消費税インボイス制度が始まります！【国税庁より】	②
賃貸借契約の原状回復に関するトラブルについて【(独法)国民生活センターより】	④
法定講習会の開催日程について	⑥
日建学院より 登録講習6月生、7月生の募集について	⑦
八戸支部 第3回一般公開セミナー開催報告	⑧
青森支部 新春公開セミナー開催報告	⑧
三十むつ支部 DVD研修会開催報告	⑨
宅地建物取引業者に対する立入検査の結果について	⑨
【全宅連】出版物のご案内	⑩
会員異動状況	⑪
協会の主な活動記録	⑫

会員の皆様におかれましては、ハトマークサイト青森にログインし、ユーザー管理から会員店情報管理を入力していただきますと、一般消費者への有効な自社のPRになりますので、是非ご活用下さい。(写真で自社の営業内容等をPRできます)

不動産物件を探すなら

夢が広がる不動産ネットワーク



<http://www.hatomarksite.com/search/aomori/>

ハトマークサイト青森 検索

宅建協会へご入会を!!

【豊富で多彩な会員メリットの数々】

宅建協会は、青森県が唯一設立許可した宅地建物取引業者による団体で、県内の約8割の業者が宅建協会のメンバーです。

- ・宅建協会に入会することは、社会的信用の獲得につながります。
- ・広報誌の配布、各種研修会の実施、レインズシステムの利用等、営業活動を強力にサポートします。
- ・消費者とのトラブルに対し、公正な立場で解決のバックアップをします。
- ・営業保証金1,000万円のかわりに弁済業務保証金分担金60万円で営業を開始できます。

■詳しくは、宅建協会本部まで。TEL 017-722-4086

ハトマークバッジを着用しましょう

我々会員のシンボルマーク「ハトマークバッジ」を着用しましょう。特に、各種会合等で着用し、ユーザーにPRを図りましょう。ハトマークバッジは、各支部で販売しております。

地域を共に創造するベストパートナー

不動産業開業 支援セミナー

セミナー
& 相談会
無料

信頼できるビジネスパートナーとして、
あなたの開業を応援します。

開業前に参考となる開業資金、開業後のバックアップ支援事業などを説明致します。
不動産業の開業をお考えの方、現在不動産業に従事していて将来独立開業を目指している方、
不動産業に興味のある方、受講してみませんか。
また、セミナー終了後には「不動産業開業個別相談会」を開催致しますので、
開業にあたりわからないことがあれば何でもご相談ください。

日時 令和5年 **6月23日(金)** (セミナー) 13:30~14:50 (相談会) 15:00~

会場 青森県不動産会館 2階「大会議室」 青森市長島3丁目11-12

講師 協会役員、金融機関 など

未経験者
大歓迎



内容 ・開業資金の融資制度
・開業後のバックアップなど
◎不動産業開業個別相談会（セミナー終了後）

主催
ご予約・お問い合わせ

公益社団法人青森県宅地建物取引業協会

〒030-0861 青森市長島3丁目11-12 青森県不動産会館

TEL 017-722-4086 URL <http://www.aomori-takken.or.jp/>

参加をご希望の方は下記よりお申込みください。

【開業支援セミナー及び相談会申込書】

下記にご記入のうえ送信ください。FAX017-773-5180

ふりがな		連絡先	携帯・ご自宅 ()
お名前		E-mail :	
ご住所	〒 -	※参加希望の方に ○をしてください	セミナー : 相談会

【個人情報保護について】 ご記入いただいた個人情報については、当セミナーの参加者の事前把握、確認等のご連絡に関する業務のみに使用いたします。

令和5年10月

【事業者の方へ】

消費税インボイス制度が始まります！

インボイス発行事業者となるためには、 登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



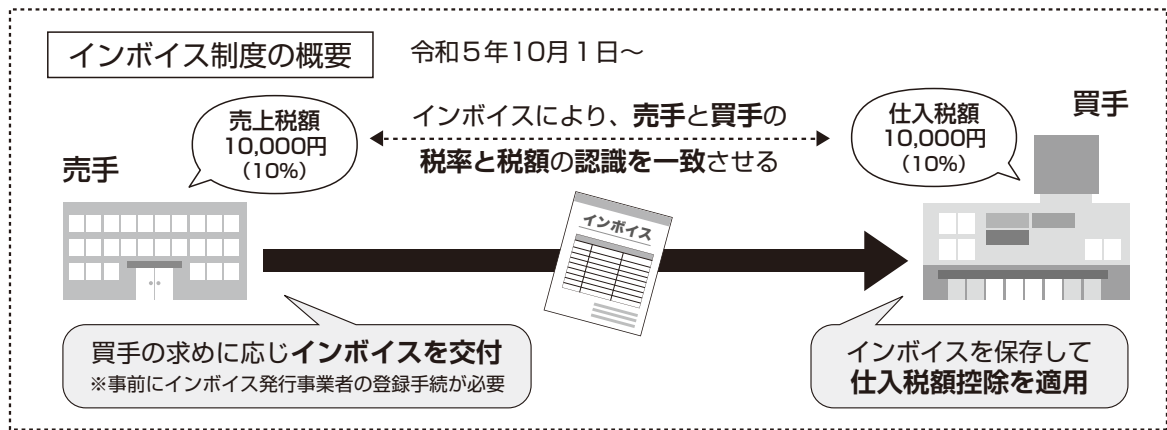
📢 「インボイス」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

📢 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



📢 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。
「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツも
掲載中!

インボイス制度
特設サイト



📢 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の
疑問にお答え
します!



税務職員ふたば

インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120-205-553 (無料)**

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。

賃貸借契約の原状回復に関するトラブルについて

(原状回復とは・・・)

賃貸住宅を退去する時、法律(民法)では、
部屋の中であなた(賃借人)が壊したり、傷つけたりした所を修繕する必要があるとされています。
これを「原状回復」と言います。多くの場合、賃貸人や管理業者の立ち会いのもとで、
部屋や設備をどの程度修繕する必要があるか点検します。

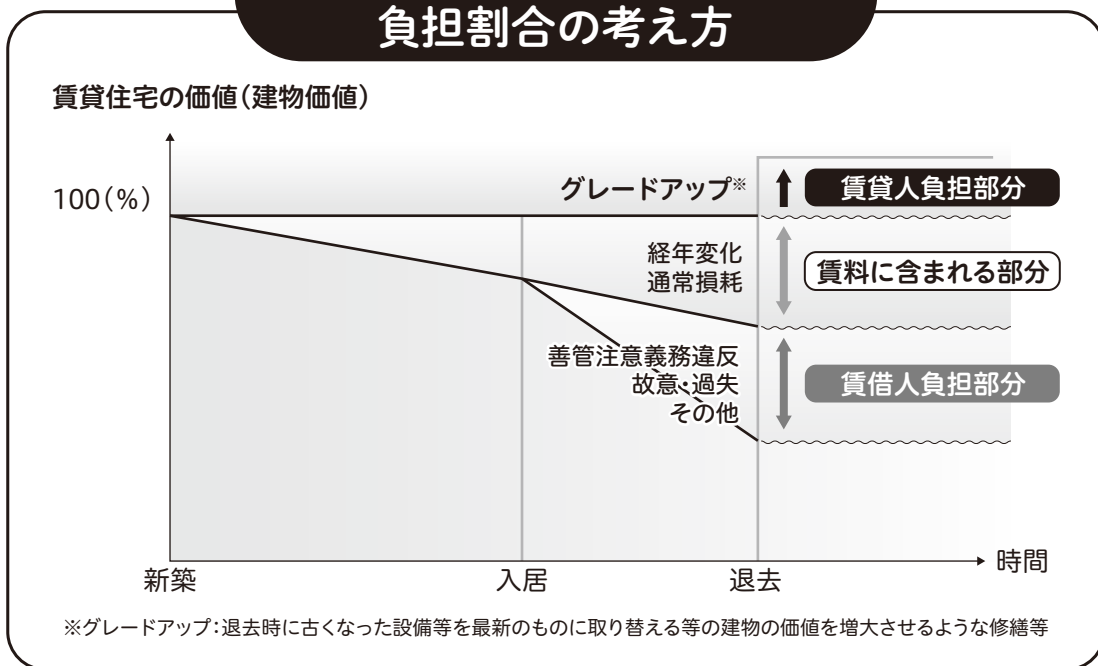
入居時に支払った「敷金」は、修繕費用等を差し引いた上で賃貸人から返還されます。
修繕費用が「敷金」よりも多くかかる場合は、不足分を払わなければなりません。

国土交通省が作成している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、

退去時に部屋を修繕する費用を賃借人が負担するのか、
賃貸人が負担するのかについて、
一般的な考え方を示しています。



負担割合の考え方



賃借人が負担する原状回復は、居住中に発生した損耗等のうち、経年変化や通常損耗を除いた、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗等の修繕です。

ポイント

家賃の滞納等がない場合、部屋をキレイに使えば敷金が返ってきますが、使い方が悪くて部屋の中を傷つけたり、汚したり、設備を壊した場合、退去時に修繕費用を請求されることが一般的です。

国交省HP:

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html



賃貸人負担 と 賃借人負担 の一例

賃貸人負担

●居室全体

ハウスクリーニング(専門業者による)(賃貸人が通常の清掃を実施している場合)

●壁(クロス)

- ・冷蔵庫の後部壁面の黒ずみ(いわゆる電気ヤケ)(通常損耗)
- ・エアコン(賃借人所有)設置による壁のビス穴、跡(通常損耗)

●床

- ・色落ち(日照、建物構造欠陥による雨漏り等で発生したもの)
- ・家具の設置跡(通常損耗)

●設備

- ・設備機器の故障、使用不能(機器の寿命によるもの)
- ・浴槽・風呂釜等の取替え(破損等はしていないが、次の入居者確保のためにおこなうもの)

●畳

裏返し、表替え

●建具

網入りガラスの亀裂(構造により自然発生したもの)

●鍵

鍵の取替え(破損、紛失のない場合)



賃借人負担

●天井

照明取付用金具のない天井に賃貸人の承諾なく直接つけた照明器具の跡(通常の使用を超える)

●壁(クロス)

台所の油污れ(使用後の手入れが悪くススや油が付着している場合)(通常の使用を超える)

●水回り

- ・ガスコンロ置き場、換気扇の油污れ、すす(手入れを怠ったことによるもの)(善管注意義務違反)
- ・風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等(使用期間中の掃除や手入れを怠った結果、汚損が生じた場合)(善管注意義務違反)

●設備

日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の毀損(善管注意義務違反)

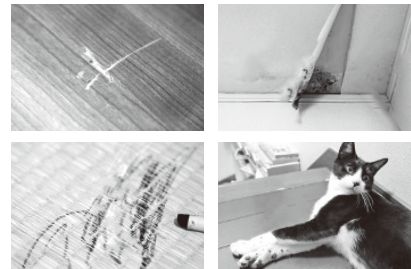
●鍵

鍵の破損(不適切使用)、紛失による取替え

特に賃借人負担になりやすいケース

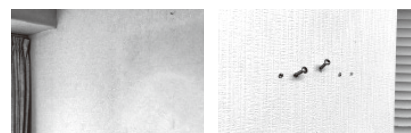
●賃借人の善管注意義務違反や故意・過失の一例

- ・引越作業で生じたひっかけ傷
- ・結露を放置したことにより拡大したカビ、シミ
- ・畳、クロスやフローリングへの落書き
- ・飼育しているペットによる壁等の傷



●その他通常の使用を超えるような使用の一例

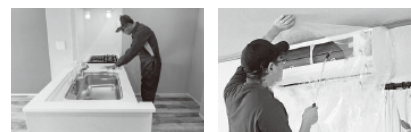
- ・タバコ等のヤニ・臭い
- ・壁等のくぎ穴、ネジ穴(エアコン設置は除く)



契約の内容により賃借人負担になるケース

●使い方によらずに賃借人の負担とする特約の一例

- ・ハウスクリーニング
- ・エアコンクリーニング



【 契約書の特約内容によって負担割合が異なることもありますので、契約書を
しっかり確認しましょう！ 】

法定講習会の開催日程について



**宅建業に従事している
宅建士の方**

宅地建物取引士証の有効期限が切れますと、新たに交付を受けるまでの期間、宅建士としての業務に従事することはできませんので、有効期限内に更新のための法定講習を受講する必要があります。

申込み必要書類

- ① 宅地建物取引士証交付申請書
 - ② 同一の顔写真 3枚 (カラー 3cm×2.4cm
「顔の大きさ約2cm」)
 - ③ 受講票
 - ④ 法定講習会受講申込書
 - ⑤ 証交付申請手数料 4,500円
- | | |
|-------|---------|
| 受 講 料 | 12,000円 |
| 合 計 | 16,500円 |

実 施 日	時 間	開催地区	会 場
令和5年 5月10日(水)	9:30～16:40	青森市	アップルパレス青森
令和5年 8月24日(木)	9:30～16:40	弘前市	弘前パークホテル
令和5年11月 (予定)	9:30～16:40	青森市	(未定)
令和6年 2月 (予定)	9:30～16:40	八戸市	(未定)

※新型コロナウイルス感染状況により、変更となる場合がございます。

氏名、住所、本籍、勤務先に変更はありますか!?

宅地建物取引士変更登録申請について

提出書類等 (提出部数は1部)

- ① 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 (様式第7号)
- ② 添付書類 (下記の表のとおり)

変 更 内 容	添 付 書 類
1. 氏 名	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本 (3ヵ月以内のもの)
宅建士証をお持ちの方のみ	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証書換え交付申請書 (様式第七号の四) <input type="checkbox"/> 顔写真 (3cm×2.4cm) <input type="checkbox"/> 4,500円 (県証紙分)
2. 住 所	<input type="checkbox"/> 住民票抄本 (3ヵ月以内のもの)
宅建士証をお持ちの方のみ	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証書換え交付申請書 (様式第七号の四) <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証
3. 本 籍	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本 (3ヵ月以内のもの)
4. 勤 務 先	<input type="checkbox"/> 添付書類不要

お申込み先及びお問い合わせ先

公益社団法人青森県宅地建物取引業協会

〒030-0861 青森市長島3丁目11-12 TEL 017-722-4086 URL <http://www.aomori-takken.or.jp/>

宅建士資格試験(5問免除)の受講に向けて

日建学院より 登録講習6月生、7月生の募集について

宅地建物取引業に従事する皆さまが対象です

宅建登録講習 受講料 15,000円(税込) **宅建協会会員** 11,000円(税込)

	開催日時	締切日
6月生コース	6月13日(火)・15日(木)	4月3日(月)
6月生 第2コース	6月19日(月)・20日(火)	4月7日(金)
7月生コース	6月29日(木)・7月3日(月)	4月18日(火)

● 講習について〈宅建登録講習の概要〉

受講資格・受講対象者

宅建業に従事している方で次の条件を満たしていれば、原則として誰でも受講できます。実務経験期間は問いません。

1. 受講期間中、宅地建物取引業に従事している方

登録講習の受講対象者は、受講期間中、宅地建物取引業に従事している方です。

※「受講期間中」とは、受講申請時以後修了日までの期間をいいます。

「受講資格」について

2. 従業者証明書を提示できる方(申込時に従業者証明書を所持していること)

受講申請時、宅地建物取引業法第48条に基づく従業者であることを証する証明として、必ず「従業者証明書(宅建業法48条所定のもの。写真貼付)」の写し(コピー)を受講申請書の裏面に貼付してください。

宅建登録講習修了のメリット

- ・講習修了による「5問免除」で本試験でダンゼン有利!
- ・宅建業の従事者なら「実務経験期間に関係なく」受講できる!
- ・講習修了者は本試験での合格率が違う!

● お申し込み

1. 受講申請書

2. 証明写真4枚 縦3cm×横2.4cm、上半身無帽・無背景、撮影から6ヵ月以内のもので白黒・カラーどちらでも可。

3. 従業者証明書の写し(原寸大でコピー)

※お申込みの際は、日建学院青森校へのご来校又はご連絡が必須です。

お問い合わせ・お申し込み

(株)日建学院青森校

青森市安方1丁目3-3 カイマビル2F
TEL: 017-774-5001



八戸支部 第3回一般公開セミナー開催報告

令和5年1月13日(金)15時30分より、八戸プラザホテル2階プラザホールにて第3回一般公開セミナーを開催し、会員及び従業者68名、一般消費者5名 計73名の方々が参加下さいました。新型コロナウイルス感染予防のため、席の間隔をあけ、マスク着用・消毒液設置等万全の体制で行いました。今回のセミナーのテーマは、

～インボイス制度について～ 講師：三八城税理士法人 税理士 北山 輝夫 氏

～蕪嶋神社再建について～ 講師：蕪嶋神社 宮司 野沢 俊雄 氏

セミナー終盤に、蕪嶋神社 宮司 野沢様により、会員の皆様の今年一年の安全と商売繁盛を願い、新年祈願祭を執り行っていただきました。



青森支部 新春公開セミナー開催報告

令和5年1月23日(月)、アップルパレス青森に於いて、一般市民及び会員・従業者を対象とした、新春公開セミナーを開催致しました。参加者は、一般市民を含め41名の方々にご参加して頂きました。

講師には、黒田清孝税理士事務所 税理士 黒田 清孝氏をお迎えし、本年10月1日施行予定の『インボイス制度について』ご講演頂きました。これは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、今後の取引にあたり自身が免税事業者もしくは取引先が免税事業者であるかもしれない場合や、このまま免税事業者であり続けた場合におこる影響など詳細にお話しして頂きました。

今回出席して頂いた皆様からは、『とても参考になりました。今後の業務に活かせるポイント等をもっと詳細に聞きたいので、また同テーマで開催してほしい。』等のお言葉を頂きました。次年度もインボイス制度の動向を注視しながら開催する予定です。



三十むつ支部 DVD研修会開催報告

三十むつ支部では、令和5年2月3日(金)17時より『サンロイヤルとわだ』において、DVD研修会を開催いたしました。

【研修内容】

デジタル社会形成整備法に基づく宅地建物取引業法の改正について

デジタル社会のIT重説と電子契約
～便利に活用 ハトサボサイン～

【DVD講師】

深沢綜合法律事務所 弁護士 大川 隆之 氏

【出席者】

40名(会員・従業者)

今回のDVD研修会の動画は、『全宅連ハトサポ』にアップロードされており、他にも多数講義動画がアップされています。ぜひ、お時間がある時に『全宅連ハトサポ』よりご覧になってください。お忙しい中、ご参加いただきありがとうございました。



宅地建物取引業者に対する立入検査の結果について

青森県では、令和4年11月21日から12月19日までの間に宅地建物取引業者に対して、宅地建物取引業法第72条第1項の規定に基づく立入検査を実施しました。

◆ 指摘内容

指摘項目	指摘業者数	指摘内容
重要事項説明書の不交付	1業者	取引士の登録番号欄に免許証番号を記入している。
媒介契約書等の書面の不交付	1業者	媒介契約に係る契約書を取り交わしていない。
契約書等の書面の不交付	1業者	取引士の登録番号欄に免許証番号を記入している。
従業者証明書不携帯	2業者	従業者証明書を携帯していない。
報酬額の掲示義務違反	1業者	最新の報酬額票が掲示されていない。
従業者名簿の備付け義務違反	6業者	従業者名簿を作成していない、従業者名簿の記載内容に不備がある。
帳簿の備付け義務違反	5業者	取引台帳を作成していない、取引台帳の記載内容に不備がある。

◆ 指摘状況

検査実施業者数		30業者
内訳	指摘事項がなかった業者数	18業者
	指摘事項が1項目の業者数	9業者
	指摘事項が2項目の業者数	2業者
	指摘事項が3項目以上の業者数	1業者

【全宅連】 | 出 | 版 | 物 | の | ご | 案 | 内 |

令和4年11月改訂版

「わかりやすい重要事項説明書の書き方」発刊について

このたび、全宅連が発行している「わかりやすい重要事項説明書の書き方」について、令和4年5月に改正された宅建業法を盛り込み、発刊しております。



1. 主な改訂内容

- (1) 令和4年5月の改正宅建業法に対応
- (2) 以下項目及び説明資料の追加
 - ① 令和3年9月25日「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律」
 - ② 令和3年11月1日「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」
 - ③ 令和4年2月20日「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」
 - ④ 令和4年9月20日「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」

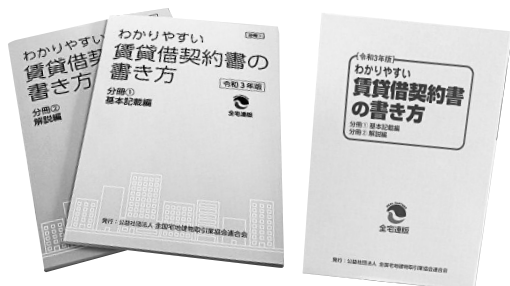
2. 単 価 1セット 2,750円(税込) ※別途送料が加算されます。

3. 注文方法 申込書によるFAX又は全宅連サイトより申込下さい。

発売中

令和3年版

わかりやすい賃貸借契約書の書き方



● 価格：2,200円
(税込、送料別)

令和4年5月改訂版

わかりやすい売買契約書の書き方



● 価格：2,200円
(税込、送料別)

2月末 支部別会員数

青 森	八 戸	つがる弘前	三十むつ	合 計
171(16)	124(14)	143(8)	121(7)	559(45)

()内は従たる事務所

会員退会状況

退 会 者

年月日	所属支部	商号又は名称	事務所所在地	代表者名
4年12月31日	青 森	青城不動産	青森市篠田1-21-7	浅利 一義
5年1月28日	八 戸	藤原不動産	八戸市大字沢里字二ツ屋1-121	藤原 清見

会員異動状況

年月日	所属支部	商号又は名称	変更事項	変更後	変更前
3年3月31日	八 戸	かもめ不動産	宅建士	(退任)	石戸 章博(青森)4054
4年10月1日	青 森	東北ミサワホーム(株)青森支店	政令使用人	篠澤 裕一	伊藤 貴之
			宅建士	篠澤 裕一(岩手)2486	(就任)
4年10月31日	青 森	大和ハウス工業(株)北東北支社 青森営業所	宅建士	(退任)	池野 正人(青森)4846
				(退任)	伊東 伸也(秋田)3996
				(退任)	木村 拓也(青森)5122
4年11月1日	八 戸	(株)土屋ホーム八戸支店	政令使用人	半澤 裕之	佐々木吉丸
			宅建士	半澤 裕之(宮城)8134	(就任)
4年12月1日	青 森	タマホーム(株)青森店	政令使用人	高橋 幸作	北川 秀雄
4年12月19日	三十むつ	(同)浜家商事	商号	ドウ)ハマイエショウジ	ドウ)ハマヤショウジ
4年12月23日	青 森	(株)ジェイビルド	事務所所在地	青森市千刈1-4-2	青森市石江字平山2-409
			TEL	017-764-0334	017-718-5452
			FAX	017-764-0335	017-718-5506
4年12月27日	八 戸	(株)ノザワ	宅建士	(退任)	大村奈津子(青森)4927
4年12月28日	青 森	あすなろ不動産(株)	宅建士	(退任)	千葉 美琴(青森)4916
5年1月5日	八 戸	(有)ベストホームサービス	宅建士	(退任)	大久保修司(青森)3656
5年1月26日	青 森	(株)アクト	事務所所在地	青森市合浦2-13-15	青森市浪打2-1-17
	つがる弘前	(株)大川地建	宅建士	前川真貴子(青森)5531	(就任)
5年1月31日	青 森	(株)住まいUPタッケン	宅建士	(退任)	眞土 登三(大阪)71577
		(株)Mik	宅建士	(退任)	澤田 繁和(青森)2617

従業者異動状況

採 用

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
4年10月1日	つがる弘前	東北ミサワホーム(株) 弘前営業課	山本 孟征(221036019)
4年11月10日	つがる弘前	ハートフルホーム 不動産(株)	小泉 香織(221108)
4年11月20日	青 森	タマホーム(株) 青森店	小田 隆久(08014292)
4年12月1日	青 森	あすなろ不動産(株)	木村 真大(221215)
			武井美穂子(221216)
4年12月15日	八 戸	(株)ベターワン	中田 明(221208)
			長谷川佳鶴子(221209)
4年12月16日	青 森	(有)帝都不動産商事	柴田 弘光(221222)

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
5年1月4日	青 森	(株)アドバンス・ アセット	木村 繁斗(230102)
5年1月5日	つがる弘前	(株)ロック宅建事務所	平野 玲実(230123)
	三十むつ	(株)小坂工務店 アバマンショップ三沢	出井 史華(2301B17)
5年1月6日	青 森	アップルハウジング(株)	石岡 一希(2301A30)
5年1月10日	三十むつ	(株)ニイヤマハウス	佐藤 守(230104)
			乙崎 克(230105)
			渡部 大樹(230106)
			新井山亜寿麻(230107)

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
5年1月15日	八戸	(有)古里	伊藤 璃生(230111)
5年1月16日	青森	(株)ジェイビルド	小野寺咲希(230106)
			田中 結子(230107)
5年2月1日	青森	アップルハウジング(株)	大宮 里沙(2302A31)
		(株)Adusam	高田 憲男(230207)
	つがる弘前	(株)よつば不動産	小山内 嵩(2302A18)

退職

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
4年5月20日	つがる弘前	(株)ロック宅建事務所	三浦 明子(150217)
4年5月31日	つがる弘前	ハートフルホーム不動産(株)	對馬 幸子(210107)
4年6月30日	青森	大和ハウス工業(株)青森営業所	渡邊 耕佑(180400408137)

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
4年9月22日	つがる弘前	(株)ロック宅建事務所	三和 蓮寿(220522)
4年11月15日	青森	大和ハウス工業(株)青森営業所	山崎 樹(200400433385)
4年11月19日	青森	タマホーム(株)青森店	高橋 幸作(13047624)
4年11月30日	青森	(有)帝都不動産商事	葛西 拓弥(190119)
		(株)ジェイビルド	小泉 志保(220804)
4年12月15日	青森	(株)ジェイビルド	鶴谷 正(220805)
	八戸	(株)ベターワン	米内山敦志(190703)
5年1月31日	青森	あすなる不動産(株)	武井美穂子(221216)
		(株)住まいUPタッケン	前田 恵弥(220367)
	八戸	佐藤不動産開発	中野 佑美(220402)
			佐藤 由梧(220403)
		(株)ワタナベ設計	越膳 巧(190706)

協会の主な活動記録

協会二団体関係

年月日	会議・行事等の名称	場 所
令和5年1月27日	第7回企画情報委員会	(Web会議)
2月6日	第5回法務委員会・苦情解決業務委員会	(Web会議)
2月8日	第2回研修会	(Web会議)
2月16日	法定講習会	八戸市 八戸プラザホテル
2月21日	第8回企画情報委員会 第6回総務経理委員会	(Web会議) 青森市 県不動産会館

他団体関係

年月日	会議・行事等の名称	場 所
令和5年1月17日	空き家相談員登録・更新講習	青森市 アスパム
1月26日	空き家相談員登録・更新講習	青森市 アスパム
1月30日	全宅連ブランディング合同検討会	東京都 クロスコープ新橋内幸町
	全宅連・全宅保証 新年賀詞交歓会	東京都 第一ホテル東京
2月1日	住まいと空き家相談会(青森会場)	青森市 アスパム
	居住支援セミナー(青森会場)	青森市 アスパム
2月3日	空家等対策担当者勉強会	青森市 県庁西棟
2月7日	住まいと空き家相談会(八戸会場)	八戸市 はっち
2月9日	住まいと空き家相談会(弘前会場)	弘前市 ヒロロ
2月22日	北海道・東北・甲信越地区第5回運営協議会	宮城県 仙台国際ホテル



編 集 後 記

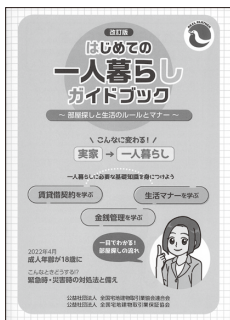
最近、沖縄県の無人島が中国人女性に買われマスコミを賑わしています。実は昨年、弊社に公安担当の刑事が訪れ、外国人（対象は中国人だと思う）に山の土地購入もしくはそういう問合せを受けた事があるかと聞かれました。今後、もしそういう事案があれば連絡して欲しいと言って帰って行きました。

私の住んでいる地区ではまだそのような案件は聞きませんが、日本人を間に売買すると防ぐのが難しいと感じました。

大切な自然をむやみに外国人に渡してしまうのは問題かもしれませんが、山の管理の担い手も無い人にとっては安易に手放してしまうかもしれませんね。

昨年制定された土地利用規制法だけでは防げないと思うのは私だけでしょうか。

企画情報委員長 三浦 稔



大学・高校等関係者のみなさまへ はじめての一人暮らしガイドブック寄贈のご案内

部屋探しから入居までの流れはもちろん、賃貸借契約時に必要な法律知識や金銭管理に関する情報、基本的な生活マナー、そして緊急時の対処法まで各プロセスごとに分かりやすく紹介しています。これからはじめて一人暮らしを始める方へのガイドブックとして、ぜひご活用ください。ガイドブックの寄贈を希望される方は、以下までご連絡ください。

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会 広報研修部

【お電話】03-5821-8181 (平日9時～17時) <https://www.zentaku.or.jp/useful/single/navi/>



シンボルマーク（ハトマーク）は、私たちがこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味し、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。また、REAL（不動産の・本当の）PARTNER（仲間・協力しあう）は会員とユーザーがREAL PARTNERとなり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークにこめたものです。



公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会青森本部
青森市長島三丁目11番12号 TEL017-722-4086(代)

NEW ハトサポ BB の主な機能

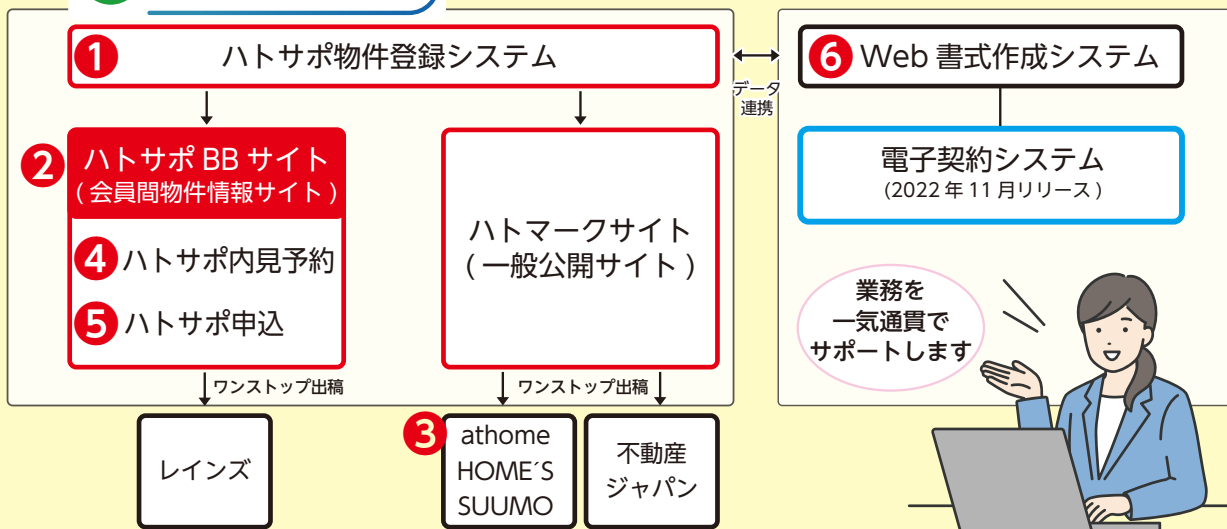
- ハトサポ BB は、ハトサポ ID・パスワードで利用できます！ (*1)
- 一般公開サイト「ハトマークサイト」も一新！消費者の利便性を向上！

▶ 「ハトサポ BB」は 2022年7月に BtoB 機能を、9月に全ての機能をオープン！
 「ハトサポ BB」をぜひご利用ください！ ◀



ハトサポ BB

システム構成 (赤枠…新機能)



1 ハトサポ物件登録システム

～より楽に、登録しやすく～

- ✓ 民間サイトと同レベルの操作性・機能性を実現！
「ハトサポ物件登録システム」

2 会員間物件情報サイト

～より便利に、探しやすく～

- ✓ お客様の多様なニーズに対応した充実の物件情報検索・提案機能を搭載

3 マルチポータル機能

～レインズ、主要ポータルにワンストップで出稿可能～

- ✓ レインズや athome、HOME'S、SUUMO にワンストップで出稿可能！
「マルチポータル機能」を搭載 (*2) (*3)

4 ハトサポ内見予約

～内見予約がスムーズに～

- ✓ Web 上で内見予約・内見受付ができる新機能
「ハトサポ内見予約」

5 ハトサポ申込

～入居 (買付) 申込、保証会社の審査を Web 化～

- ✓ 入居 (買付) 申込や家賃保証会社の審査を Web 上で完結できる新機能 **「ハトサポ申込」**

6 Web 書式作成システムとの連携機能

～物件データが重説・契約書に連携～

- ✓ ハトサポ BB に登録した物件情報は Web 書式作成システムとデータ連携！

(*1) ハトマークサイト ID・パスワードは、ハトサポ BB では利用できなくなります。
 (*2) マルチポータル機能のご利用には、athome、HOME'S、SUUMO へのご登録が必要です。
 (*3) マルチポータル機能のご利用には別途費用が必要です。

協会本部

つがる弘前支部

八戸支部

AED(自動体外式除細動器)を設置しております。

